◇障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
（法律第四七号）（文部科学省）

1　総則
(一)　目的
この法律は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
(二)　定義
この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいうこととした。（第二条関係）
(三)　基本理念
(1)　障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならないこととした。（第三条第一項関係）
イ　国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
ロ　障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
ハ　地域において、障害者の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
(2)　障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならないこととした。（第三条第二項関係）
(四)　国の責務
国は、基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）
(五)　地方公共団体の責務
地方公共団体は、基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）
(六)　財政上の措置等
政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第六条関係）

2　基本計画等
(一)　基本計画
文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないこととした。（第七条関係）
(二)　地方公共団体の計画
地方公共団体は、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

3　基本的施策
(一)　文化芸術の鑑賞の機会の拡大等
国及び地方公共団体は、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進、文化芸術を創造できる環境の整備、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催しの開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずることとした。（第九条～第一一条関係）
(二)　芸術上価値が高い作品等の評価等
(1)　国及び地方公共団体は、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずることとした。（第一二条第一項関係）
(2)　国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずることとした。（第一二条第二項関係）
(三)　権利保護の推進
国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずることとした。（第一三条関係）
(四)　芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずることとした。（第一四条関係）
(五)　文化芸術活動を通じた交流の促進
国及び地方公共団体は、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずることとした。（第一五条関係）
(六)　相談体制の整備等
国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずることとした。（第一六条関係）
(七)　人材の育成等
国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずることとした。（第一七条関係）
(八)　情報の収集等
国は、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずることとした。（第一八条関係）
(九)　関係者の連携協力
国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体の関係機関、社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずることとした。（第一九条関係）

4　障害者文化芸術活動推進会議
(一)　政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うこととした。（第二〇条第一項関係）
(二)　(一)の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、(一)の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くこととした。（第二〇条第二項関係）

5　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律
（法律第四八号）（文部科学省）

1　総則
(一)　目的
この法律は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とすることとした。（第一条関係）